



# 山形県公報

平成22年7月30日（金）  
第2164号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（置賜総合支庁福祉課）…861
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…862
- 土地改良事業施行の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…同
- 民有保安林指定の解除の予定……………（森林課）…同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（同）…863
- 公共測量の実施の通知……………（用地課）…同
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防・災害対策課）…同
- 同……………（同）…864
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（同）…869
- 同……………（同）…870
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課）…872
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同
- 同……………（同）…873

### 公 告

- 平成22年度自衛官候補生の募集……………（市町村課）…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…874
- 同……………（置賜総合支庁建築課）…878
- 同……………（同）…881
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（図書館）…884
- 一般競争入札の公告……………（公安委員会）…同

## 告 示

### 山形県告示第653号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地             | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------|-------------------------|---------|-------------|
| 株式会社きらら            | デイサービスきらら<br>米沢市徳町4番26号 | 通 所 介 護 | 平成22. 8. 20 |

**山形県告示第654号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地             | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|----------------------|-------------------------|----------|-------------|
| 株式会社きらら              | デイサービスきらら<br>米沢市徳町4番26号 | 介護予防通所介護 | 平成22. 8. 20 |

**山形県告示第655号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
東根市土地改良区（小田島地区）
- 2 認可年月日  
平成22年7月20日
- 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第656号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
東根市土地改良区（大富北地区）
- 2 認可年月日  
平成22年7月20日
- 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第657号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
酒田市宮野浦字飯森山西17-342（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 保安林解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第658号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東田川郡庄内町清川字花崎166－4
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字花崎166－4（次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第659号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、天童市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
天童市鉄ノ町地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成22年6月18日から平成23年3月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（土地区画整理事業出来形確認測量）

**山形県告示第660号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 長坂沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 弁財天         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 葛沢          | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 久保1         | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 久保2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 前山    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 台の上   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 左沢1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 左沢2-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 左沢2-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 左沢裏山  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに大江町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第661号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| たごの下沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 楯川原         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 不動沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 沢入沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 沢田          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 石山1         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 石山2         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 石山3         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| そのり沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 竹ノ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 細工田沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 寺山          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|        |          |     |
|--------|----------|-----|
| 熊の前    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 新山沢－2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 山口沢－2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 角田川    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 三礎林    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 川代     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 水上沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 北山     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 麴ヶ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 楯之沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 湯ノ沢温泉1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 湯ノ沢温泉2 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 筍沢－1   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 筍沢－2   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大滝沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 太郎橋沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 常善寺沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 北水神沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 水神沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 新山沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 内籠沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 温海2    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 中の沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| こあら沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |

|        |          |     |
|--------|----------|-----|
| 上誕生川   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 下誕生川   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 古屋敷    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 東の沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| ののいろ沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| そりばたけ沢 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| ひつヶ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 田倉沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 神馬沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大川寺沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 滝の沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 宮名沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| コンボ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 白岩1    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 白岩2    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 白岩3    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 水神沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 栃ノ木沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 桂の木沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 十二沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 寺沢川－1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 寺沢川－2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 前川原    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| したみぞ   | 別紙図面のとおり | 土石流 |

|       |          |     |
|-------|----------|-----|
| みずかみぞ | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| うじごぞ  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| コガシ山沢 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 北葦沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 南葦沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 暮坪沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蟹沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小田沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 米子沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 雨池沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| カマド沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 戸田沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 北戸田沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 清水沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 住人沢川  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 釜谷坂1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 黒滝沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 鈴     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 湯の沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 鳶ヶ坂1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 鳶ヶ坂2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 鳶ヶ坂3  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 滝の沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 南滝の沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 水尻沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 本田沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 栗の木台沢 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 久曾川   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 古水上沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 早稲田1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 早稲田2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 不動沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 東波渡沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 波渡沢川  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 半分沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| バンド沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 槇の代4  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 槇の代5  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大岩沢川  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 風張1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 風張2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 風張3   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 家の平   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 木揚場1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 茗荷沢-1 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 茗荷沢-2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 田川沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 水京2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |



|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 木ノ下－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木ノ下－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 沢田2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上松根   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡戸沢－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡戸沢－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第662号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 長坂沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 弁財天           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 葛沢            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 久保1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 久保2           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 前山            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 台の上           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 左沢1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 左沢2－1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 左沢裏山          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに大江町役場において縦覧に供する。

## 山形県告示第663号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| たごの下沢         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 楯川原           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 不動沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 石山1           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| そのり沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 竹ノ沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 細工田沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 寺山            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 山口沢－2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 角田川           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 三礎林           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 川代            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 水上沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 北山            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 麴ヶ沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 楯之沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 湯ノ沢温泉1        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 筍沢－1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 筍沢－2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 水神沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|       |          |     |
|-------|----------|-----|
| 温海2   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 中の沢川  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 古屋敷   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 東の沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| ののいろ沢 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| ひつヶ沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 田倉沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大川寺沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 滝の沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 白岩1   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 前川原   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| カマド沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 釜谷坂1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 滝の沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 南滝の沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 水尻沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 本田沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 栗の木台沢 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 久曾川   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 古水上沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 早稲田1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 早稲田2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 牛分沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| バンド沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |

|       |           |         |
|-------|-----------|---------|
| 槇の代4  | 別紙図面のとおりに | 土石流     |
| 風張1   | 別紙図面のとおりに | 土石流     |
| 木揚場1  | 別紙図面のとおりに | 土石流     |
| 茗荷沢-1 | 別紙図面のとおりに | 土石流     |
| 茗荷沢-2 | 別紙図面のとおりに | 土石流     |
| 田川沢   | 別紙図面のとおりに | 土石流     |
| 水京2   | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 木ノ下-1 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 木ノ下-2 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 沢田2   | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 上松根   | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡戸沢-1 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡戸沢-2 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第664号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所                 |                                      | 変更年月日       |
|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------|
| 変更前                                  | 変更後                                  |             |
| 財団法人日本住宅・木材技術センター<br>東京都港区赤坂二丁目2番19号 | 財団法人日本住宅・木材技術センター<br>東京都江東区新砂三丁目4番2号 | 平成22. 7. 29 |

#### 山形県告示第665号

次の開発行為は、完了した。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成22年5月20日 指令村総建第5012号
- 開発区域に含まれる地域の名称

尾花沢市大字五十沢字板ハシ182番、184番、185番、186番、187番、188番、189番  
尾花沢市大字朧気字大沢725番7、725番12

- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
村山市楯岡笛田二丁目19番57号  
社会福祉法人 慈敬会

### 山形県告示第666号

次の開発行為は、完了した。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年6月7日 指令村総建第5014号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市牧野字清水20番、21番1、21番2
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
上山市牧野字清水21番1  
社会福祉法人 みゆき福祉会

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集期間等

| 募集種目           | 募集期間                       | 試験期日                      | 試験の概要                        | 試験場の位置                          | 試験場の名称                                             | 採用時期                |
|----------------|----------------------------|---------------------------|------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------|
| 自衛官候補生<br>(男子) | 平成22年8月1日（日）から同年9月10日（金）まで | 平成22年9月18日（土）             | 筆記試験<br>適性検査                 | 山形市<br>酒田市<br>新庄市<br>村山市<br>南陽市 | 食糧会館<br>酒田産業会館<br>東山スポーツハウス<br>村山市民会館<br>南陽市えくぼプラザ | 平成23年3月下旬<br>又は4月上旬 |
|                |                            | 平成22年9月28日（火）から同月30日（木）まで | 口述試験<br>身体検査                 | 東根市                             | 陸上自衛隊神町駐屯地                                         |                     |
| 自衛官候補生<br>(女子) | 平成22年8月1日（日）から同年9月10日（金）まで | 平成22年9月26日（日）             | 筆記試験<br>適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 東根市                             | 陸上自衛隊神町駐屯地                                         |                     |

- 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

- 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県総務部総合政策局市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                | 規格   |                       | 公募戸数 | 区分                 | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |     |
|--------------|--------------------|------|-----------------------|------|--------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|-----|
|              |                    | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積<br>平方メートル |      |                    | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |     |
| 県営鈴川第二アパート4号 | 山形市鈴川町三丁目17-22     | 3K   | 44.4                  | 1    | 一般用                | 12,000          | 13,900                     | 15,900                     | 17,900                     | 19,000 | 19,000                     | 3月分の家賃に相当する額               | 単身可 |
| 同 5号         | 同 17-17            | 同    | 44.4                  | 1    | 同                  | 12,200          | 14,100                     | 16,100                     | 18,200                     | 18,400 | 18,400                     |                            |     |
| 同 五十鈴アパート3号  | 同 大野目二丁目2-46       | 同    | 51.2                  | 1    | 同                  | 14,700          | 17,000                     | 19,500                     | 22,000                     | 25,100 | 25,300                     |                            |     |
| 同 南山形アパート1号  | 同 南松原一丁目9-5        | 2DK  | 49.6                  | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障者用) | 18,000          | 20,800                     | 23,800                     | 26,800                     | 30,700 | 35,400                     |                            | 単身可 |
| 同 きたまちアパート3号 | 同 桧町三丁目2-9         | 3DK  | 66.5                  | 2    | 一般用                | 25,300          | 29,200                     | 33,300                     | 37,600                     | 43,000 | 49,600                     |                            |     |
| 同 十日町アパート    | 同 十日町一丁目7-13       | 同    | 65.6                  | 1    | 同                  | 30,000          | 34,700                     | 39,700                     | 44,700                     | 51,100 | 59,000                     |                            |     |
| 同 土屋倉アパート1号  | 同 上山市美咲町二丁目3       | 同    | 51.8                  | 1    | 同                  | 12,700          | 14,600                     | 16,700                     | 18,900                     | 21,600 | 24,900                     |                            |     |
| 同 鷹ヶ袋アパート1号  | 同 旭町二丁目7-1         | 同    | 54.6                  | 3    | 同                  | 13,300          | 15,400                     | 17,600                     | 19,800                     | 22,700 | 26,200                     |                            |     |
| 同 日光アパート4号   | 同 天童市北久野本四丁目14-4   | 2DK  | 55.5                  | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障者用) | 19,600          | 22,600                     | 25,800                     | 29,100                     | 33,300 | 38,400                     |                            | 単身可 |
| 同 天童駅南アパート2号 | 同 田鶴町四丁目18-22      | 3DK  | 66.5                  | 1    | 一般用                | 22,700          | 26,200                     | 29,900                     | 33,700                     | 38,600 | 44,500                     |                            |     |
| 同 中原アパート1号   | 同 東村山郡中山町大字長崎881-2 | 2DK  | 53.4                  | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障者用) | 17,200          | 19,800                     | 22,700                     | 25,600                     | 29,200 | 33,700                     |                            | 単身可 |
| 同 2号         | 同                  | 3DK  | 69.4                  | 1    | 一般用                | 22,600          | 26,100                     | 29,900                     | 33,700                     | 38,500 | 44,400                     |                            |     |
| 同 南寒河江アパート1号 | 同 寒河江市大字高屋字西浦100-5 | 同    | 62.6                  | 1    | 同                  | 17,400          | 20,100                     | 23,000                     | 25,900                     | 29,600 | 34,200                     |                            |     |
| 同 東根中央アパート2号 | 同 東根市中央四丁目3-2      | 同    | 64.2                  | 1    | 同                  | 19,800          | 22,800                     | 26,100                     | 29,500                     | 33,700 | 38,900                     |                            |     |

|                   |                    |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |
|-------------------|--------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同 植岡アパー<br>ト      | 村山市植岡笛田<br>四丁目6-23 | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 12,900 | 14,900 | 17,000 | 19,200 | 22,000 | 25,300 |  |
| 同 尾花沢アパ<br>ー<br>ト | 尾花沢市新町一<br>丁目9-36  | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 19,200 | 22,200 | 25,400 | 28,700 | 32,800 | 37,800 |  |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成22年8月4日～同月10日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間 午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は平成22年8月10日までの消印のあるもの限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

山形県すまい情報センター

5 入居の時期 平成22年10月1日

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称                       | 所 在 地             | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分                | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    |                                    | 金 敷    | 摘 要                      |                                    |
|---------------------------|-------------------|------|-------------------------------|------------|--------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------------------------|------------------------------------|
|                           |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |                    | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |        |                          | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営太田町アパ<br>ート2号           | 米沢市太田町五<br>丁目1-10 | 2DK  | 60.3                          | 1          | 特定目的用<br>(高齢・障害者用) | 19,000                  | 21,900                             | 25,100                             | 28,300                             | 32,300                             | 37,300 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 単身可                                |
| 同 関口アパー<br>ト1号            | 南陽市宮内352<br>-3    | 同    | 57.2                          | 1          | 同                  | 19,700                  | 22,700                             | 26,000                             | 29,300                             | 33,500                             | 38,600 |                          | 同                                  |
| 同 春日アパー<br>ト2号            | 米沢市春日五丁<br>目2-43  | 3DK  | 64.2                          | 1          | 一般用                | 17,500                  | 20,200                             | 23,100                             | 26,100                             | 29,800                             | 34,400 |                          |                                    |
| 同 玉の木アパ<br>ート             | 同 通町八丁<br>目2-95   | 同    | 55.7                          | 1          | 同                  | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000                             | 27,700 |                          |                                    |
| 同 成島アパー<br>ト2号 (Aタイ<br>プ) | 同 成島町三<br>丁目2-95  | 同    | 61.0                          | 1          | 同                  | 17,100                  | 19,800                             | 22,600                             | 25,500                             | 29,200                             | 33,600 |                          |                                    |
| 同 (Bタイ<br>プ)              | 同                 | 同    | 64.2                          | 1          | 同                  | 18,000                  | 20,800                             | 23,800                             | 26,800                             | 30,700                             | 35,400 |                          |                                    |
| 同 中田第一ア<br>パート1号          | 米沢市中田町<br>658-3   | 同    | 68.2                          | 1          | 同                  | 21,600                  | 24,900                             | 28,500                             | 32,200                             | 36,800                             | 42,400 |                          |                                    |
| 同 2号                      | 同                 | 同    | 68.8                          | 1          | 同                  | 22,400                  | 25,800                             | 29,500                             | 33,300                             | 38,100                             | 43,900 |                          |                                    |
| 同 3号                      | 同                 | 同    | 69.9                          | 1          | 同                  | 23,000                  | 26,600                             | 30,400                             | 34,300                             | 39,200                             | 45,200 |                          |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成22年8月2日から同月6日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成22年8月6日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

山形県すまい情報センター 置賜事務所

5 入居の時期 平成22年10月上旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                        | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 金数          | 摘要          |                                    |
|-----------------|----------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|                 |                            | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営小国アパ<br>ート1号  | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3-<br>3-9  | 3DK  | 58.0                          | 2    | 一般用 | 12,800<br>円             | 14,800<br>円                        | 16,900<br>円                        | 19,100<br>円                        | 21,800<br>円 | 25,200<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同<br>2号         | 同<br>3-8                   | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 13,700                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,400      | 27,000      |                                    |
| 同<br>白鷹アパ<br>ート | 西置賜郡白鷹町<br>大字荒砥乙1482<br>-1 | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 12,600                  | 14,600                             | 16,700                             | 18,800                             | 21,500      | 24,800      |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成22年8月9日から同月13日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成22年8月13日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成22年9月下旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年7月30日

山形県立図書館長 佐藤 禎 介

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立図書館情報システム開発業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立図書館企画課企画担当 山形市緑町一丁目2番36号
- 3 落札者の相手方を決定した日 平成22年6月24日
- 4 落札者の相手方の名称及び所在地  
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 30,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成22年5月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、指紋情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年7月30日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
  - (2) 日時 平成22年9月10日（金） 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品又は役務の名称並びに数量 指紋情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
  - (2) 調達をする物品又は役務の仕様等 仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成28年12月31日まで
  - (4) 納入期限 平成22年12月20日（月）
  - (5) 納入場所 入札説明書による。
  - (6) 入札方法 調達をする役務が提供される平成23年1月1日から平成28年12月31日までの期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
 

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成22年1月22日付け山形県公報第2111号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (5) 提供される役務が2の(2)の仕様を満たすことを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部鑑識課 電話番号023(626)0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。



## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(4)に係る証明書、納入仕様書その他必要な書類（以下「納入仕様書等」という。）を平成22年8月17日（火）午後4時までに山形県警察本部刑事部鑑識課に提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Fingerprint Information Management System: 1 set

(2) Time-limit for tender: 1:30 p. m. 10 September 2010

(3) Contact point for the notice: Identification Section, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan Tel. 023(626)0110

平成22年 7月30日印刷  
平成22年 7月30日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056